

●香川県告示第117号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年3月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都品川区西五反田8-2-8

かどや製油株式会社 代表取締役 小澤 二郎

(2)事業場の所在地及び名称

小豆郡土庄町甲6188

かどや製油株式会社工場

(3)変更しようとする事項の内容

雨水排水口を3箇所廃止し、新たに雨水排水口を4箇所設置する。また、ボイラー水の排出方法を変更するとともに、生産手法変更により一部既設特定施設からの汚水等の量に変更となる。

(4)特定施設に関する事項

種	類	動植物油脂製造業の用に供する原料処理施設	
能	力	①700 kg/H 2基、②1,000 kg/H 4基、③300 kg/H 2基	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	許可後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5～8	5～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	1,350	1,450
	化学的酸素要求量 (mg/l)	950	1,240
	浮遊物質 (mg/l)	950	960
	窒素含有量 (mg/l)	30	50
	りん含有量 (mg/l)	10	20
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	100	140
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(変更前)175(変更後)170	(変更前)210(変更後)200

(5)汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(6) 排水水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排水水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.5	5.8~8.5
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/l)	30	40
	浮遊物質 量 (mg/l)	30	50
	窒素含有量 (mg/l)	15	30
	りん含有量 (mg/l)	3	5
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	5	10
排水水の量 (m ³ /日)		(変更前)286(変更後)281	(変更前)345(変更後)335

他に排水口が8箇所（雨水専用7箇所）ある。

(備考) ボイラー水の排出方法の変更により、排水水の量が減少する。なお、汚染状態に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年3月18日から同年4月8日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
土庄町住民環境課